

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費および医療費通知について

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った、後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要です。



- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現 役 並 み 所 得 者	67万円	
1割	— 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円



※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

該当になる方に、申請書を送付します。

■医療費通知の送付を希望する方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を希望する方へ送付しています。次回の発行は平成25年3月（平成24年7～12月）です。

◆新たに発行をご希望の方は
お手数ですが、下記へ連絡
してください。

- すでに「発行希望」の連絡をいただいている方は、継続して発行しますので、連絡は必要ありません。
 - この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをする必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係

(1階⑤番窓口☎485-2111内線129)

「買え買え詐欺」の特徴的な事例

(注) この説明は抽象的であり、具体的な事実は無い。

- ① B社（勧誘会社）の勧誘に前後して、消費者の自宅にA社（販売会社）の未公開株、怪しい社債、ファンド、怪しい権利取引などのパンフレットや申込書が送られてくる。

エコロジーです！
社会貢献してます！
将来有望です！（注）



- ② B社から「A社の封筒は届いてないか。A社が販売している商品は大変価値があるが、封筒が届いた個人しか購入することができない。代わりに買っていただければ権利を高値で買い取る。」または「代理で購入して欲しい。謝礼を支払う。」などと電話で消費者に勧誘し契約をあおる。



必ずもうかる商品。
僕は買えないので、
代わりに買ってくだませんか？！
高値で買い取りますよ。

そんなに言うなら、
あんたを信じて
みようカネ。



- ③ 消費者がA社に商品の購入を申し込み、代金を支払う。
- ④ 最終的にA社B社ともに連絡が取れなくなる。商品だけが消費者の手元に残る。

A社 お掛けになった電話番号は、現在使われておりません…

買い取って
くれんカネ！



B社 お掛けになった電話番号は、現在使われておりません…

■相談窓口／

- 役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎485-2111内線251)
- 釧路市消費生活センター (☎0154-24-3000)
- 弟子屈警察署標茶駐在所 (☎485-2151)

生活豆知識

買え買え詐欺にご注意！



金融商品に関する相談の傾向の一つとして、未公開株などの詐欺的な儲け話のトラブルが、高齢者を中心に近年非常に多く、その相談が全国の消費生活センターなどに寄せられています。

詐欺的な儲け話に用いられる金融商品はさまざまなものが登場しており、未公開株、怪しい社債、ファンドのトラブルのほか、金融商品かどうかも定かではない「怪しい権利取引」の儲け話によるトラブルの増加が目立っています。

これらのトラブルが減らない背景の一つとして、「買え買え詐欺」ともいえる「劇場型勧誘」の手口がより巧妙化、悪質化していることが挙げられます。

今月は、「買え買え詐欺」の代表的なトラブル事例についてお知らせします。

ひとことアドバイス

- 自分が持っていない金融商品や権利について買い取るから利益になるなどと、他社と契約させようとする話には絶対耳を貸さないでください。
- 事例のようなトラブルに遭ったり、困ったときは、左記相談窓口へ問い合わせください。

献血をされた方には、後日、血液センターから血液検査結果が送られますので、健康チェックにお役立てください。

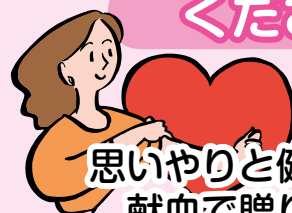
※平成23年4月1日から、採血基準の改正により、これまで男女ともに18歳以上の方にお願していた400ml献血について、男性の方に限り17歳の方にもご協力いただけようになりました。

■実施月日／1月15日(火)

■場所・時間／

- 役場前…
午前10時～正午
- JALしべち駅前…
午後1時30分～3時
- 開発センター前…
午後3時30分～4時30分

献血にご協力
ください



思いやりと健康を
献血で贈ります